

## Ⅲ 高等学校における特別支援教育

### 1 高等学校における特別支援教育の推進

中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育特別委員会では、平成17年12月に「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の最終答申において、「今後、高等学校に在籍しているLD・ADHD・高機能自閉症等の生徒に対する指導及び支援の在り方（中略）、障害のある児童生徒に係る前期中等教育と後期中等教育との接続の在り方など、後期中等教育における特別支援教育の推進に係る諸課題について、早急な検討が必要である。特に、障害者の自立と社会参加を支援する観点から、中学校や関係機関と連携しつつ、就労を目指した職業教育の充実を図ることは重要な課題である。」と指摘し、高等学校における特別支援教育の推進、特に発達障害のある生徒への指導及び支援について重要性を示した。

この答申に先行して平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」には、国及び地方公共団体の責務として、高等学校に在籍する発達障害のある生徒に対して適切な教育的な支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとして明記され、発達障害のある生徒に対する支援について初めて法的に位置付けられた。

これらの経過を踏まえ、平成19年4月に改正された「学校教育法」が施行され、第81条第1項により高等学校及び中等教育学校においても、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが明記され、名実ともに高等学校における特別支援教育が明確に位置付けられることとなった。また、これらのことについて周知を図るため、平成19年4月に「特別支援教育の推進について」（19文科初第125号）が文部科学省初等中等教育局長より通知され、本文において高等学校を含めたすべての学校において特別支援教育を推進する旨が明記された。

また、高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議では、平成28年3月に「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）」において、現在、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において実施されている、いわゆる「通級による指導（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態）」を高等学校及び中等教育学校の後期課程においても実施できるようにするものとしている。これらを踏まえ「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（28文科初第1038号）が文部科学省初等中等教育局長より公布され、平成30年4月1日から施行することとされた。

### 2 高等学校における特別な教育的支援を必要とする生徒

文部科学省では、令和3年度に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」により、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合が小・中学校においては推定値8.8%、高等学校（公立の全日制又は定時制に在籍する1～3年次のみを対象）においては推定値2.2%であったと報告している。高等学校においては、平成30年度より通級による指導が制度化されたことを受け、高等学校における状況把握を行うことを目的として新たに調査対象学校種に追加された。

本調査では、学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒については、小学校第6学年で8.9%、中学校第1学年で5.6%、中学校第3学年で4.2%、高等学校第1学年で2.3%となっており、学校種が上がるにつれ該当する児童生徒数は減少している。高等学校については、高校入学に際して入学者選抜が実施されていることや全日制・定時制・通信制といった課程がある。そして、特色ある学科（普通科・専門学科・総合学科）が設置されており、多様な入学動機や進路希望など様々な背景をもつ生徒に対応できる現状が本調査の高等学校の結果（推定値2.2%）と関係しているのではないかと考えられる。

一方で、中学校において通級による指導を受けている生徒数は年々増加しており、令和2年度には全国（公立のみ）で23,097人と、平成5年度（296人）の約78倍に達している。（千葉県：令和4年度は481人の生徒が通級による指導を受けている）これらの状況を鑑みると、今後、高等学校にも年々多くの特別な教育的支援を必要とする生徒が入学してくることが考えられる。

### 3 高等学校における特別支援教育充実のためのポイント

これらの現状を踏まえ、高等学校における特別支援教育の充実を図ることは、喫緊の課題であり、以下のポイントについて留意して、支援体制づくりを進めていく必要がある。

### (1) 校内支援体制づくりと特別支援教育コーディネーターの役割

校内の支援や対外的な連携をより円滑に実施するためには、校内における体制づくりがポイントとなる。特に、管理職がリーダーシップを発揮して体制の整備等を行うとともに、組織として十分に機能するよう教職員を牽引することが重要である。体制の整備にあたっては、特別支援教育コーディネーターに指名された教員が校内での連絡調整役として、生徒に関わる様々な相談を受けたり、そうした情報を集約・発信したりできるよう、生徒指導主事、進路指導主事、教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携できるようにする。この校内の連携を円滑、確実にする組織が、校内委員会である。校内委員会は、前述した特別支援教育コーディネーター等に加えて、校長、教頭、学級担任、学年主任等で組織することが望ましい。複数の目でアセスメント（生徒の障害の状況や問題の解決を図るための課題の把握）を行うことによって、より適切な教育的支援を検討・実践することができるようになる。なお、校内委員会を有効に機能させるためには、固定的なメンバー構成ではなく、内容に応じた適正なメンバーで会議の場を設定することも大切となる。迅速に問題解決を図るために、特別支援教育コーディネーターがより弾力的に対応し、問題の解決を目指すことが求められる。

一方で、校内の特別支援教育の推進が、特別支援教育コーディネーターをはじめとする一部の教員のみによる取組とならないように、管理職が全職員への共通理解を図ることに留意しなければならない。特別支援教育に関する組織や校務分掌については、年度当初からその位置付けを明確化するとともに、全職員に校務内容について周知し、他の職員から協力が得られるよう、定期的に広報活動をする等、理解啓発することが必要である。

当面は、特別支援教育コーディネーターが中心となり、定期的に一般の教職員を対象とした校内研修を企画、実施したり、校外研修での情報提供を行ったりする等、高等学校における特別支援教育の必要性や発達障害のある生徒への対応についての理解推進を図っていくことが期待される。

### (2) 生徒・保護者への適切な支援

発達障害は、知的発達に全般的な遅れが見られないことから、一般的に理解されにくい障害であり、本人や保護者が周囲から誤解を受けやすいため、心情に十分配慮することが大切である。まず、本人や保護者の障害認識について把握するとともに、時間をかけて発達障害についての十分な理解ができるように教育相談を進めていく必要がある。特に、発達障害は、他の障害に比べて障害の状況が生徒本人や保護者だけでなく、他の生徒や教職員等にも理解されにくい側面があることに留意しなければならない。

支援が必要な状態が明らかになってからも、特に保護者の障害認識や受け止め方を確かめながら、保護者と協力して適切な支援を進めていくことが求められる。そのため、特別支援教育コーディネーターだけでなく、教育相談担当者や養護教諭、スクールカウンセラー等との連携を密にする必要もある。

また、発達障害のある生徒に適切な支援を行うために外部専門家を活用する方法も考えられる。生徒や保護者の障害に対する偏見や認識のズレによって、いじめや生徒指導上の問題、不登校等、問題を拡大させる可能性もあるため、支援が必要な生徒の周囲の生徒や保護者の意識啓発を図ることも重要である。例えば、外部専門家や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを活用して、LHRや総合的な学習の時間に障害の理解を進める授業を実施したり、PTA講演会や研修会等を開催したりして、発達障害を含む障害に対する正しい理解を図り、生徒や保護者一人一人の意識を高めていくように心がけることが望まれる。高等学校では、発達障害等による困難だけでなく、思春期の課題や対人関係、将来の進路等、様々な課題を抱えている生徒がいることも考慮し、平素から障害のある生徒だけではなく、全ての生徒に対して適切に支援できる体制づくりが期待される。加えて、発達障害のある生徒はこうした様々な課題に対し、不安や悩みをコミュニケーションを通じて理解してもらおう等の社会性や対人関係等に関する能力に弱さがある場合があることも、支援に際し理解しておきたい。支援の具体については、県教育庁特別支援教育課作成「～中・高等学校における発達障害の可能性のある生徒のための～すべての教員に求められる特別な教育的支援Q&A」「合理的配慮事例集」を参照されたい。

### (3) 特別支援学校のセンター的機能の活用及び関係機関との連携

関係機関との連携を円滑に進めていくためには、自校にどのような特別支援教育のニーズがあるかを把握しておく必要がある。また、特別支援学校を含む関係機関と相談しやすい関係を保つためには、各学校の特別支援教育コーディネーター同士が日頃から顔の見える関係づくりを心がけることが大切である。例えば、地域にある学校の特別支援教育コーディネーターと定期的に話し合いの場を設けて情報交換を行い、お互いの学校の状況や立場を理解することは、良好な関係構築につながっていく。また必要に応じて、地域にある他の福祉機関や労働関係機関と連携して連絡会を行い、より適切な支援ができるような組織づくりを整えていくことが求められる。

なお、県内の相談窓口として、県総合教育センター、子どもと親のサポートセンター、地域の教育相談センター、児童相談所、発達障害者支援センター、中核地域生活支援センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等が設置されている。（資料編 参照）

#### **(4) 中学校との連携**

高等学校においても特別支援教育への理解が進み、特別な支援が必要な生徒への支援体制が整備されてくるにつれ、中学校との連携や情報の引き継ぎの重要性・有効性も増してきている。個別の指導計画や個別の教育支援計画をはじめ、小・中学校で効果のあった指導・支援の具体的方法や留意点が進学先の高等学校に十分情報提供（ないしは引き継ぎ）されることで、一貫性のある支援が高等学校入学後の早い段階から可能となる。そのため、中学校と高等学校の特別支援教育コーディネーターや生徒指導主事との連携の場を設定し、個々の生徒についての情報を共有したり、意見交換したりするなど、より中学校と高等学校の連携を推進していくことが重要となる。

高等学校においては、中学校及びその生徒、保護者に対して、自校の校風や教育内容に加え、入試及び入学後の配慮や支援について積極的に情報を提供する、入学決定後に生徒の出身中学や保護者に連絡を取る等して必要な情報収集を図る等、中学校と連携し、高等学校での必要かつ適切な支援に繋げていくことが望まれる。

なお、情報の引継ぎをする際は、事前に保護者の同意を得た上で行うことに留意しなければならない。

#### **(5) 障害のある生徒の就労**

障害者就労支援施策の充実や障害者の就労意欲の高まりを受け、企業や就労継続支援事業所において働く障害者の数は年々増加している。こうした中、働くに当たりきめ細かな支援が必要な障害者の数も増加しており、高等学校をはじめとする学校教育と各支援機関の連携による支援の必要性が高まっている。また、平成27年4月からは障害福祉サービスの利用者全員についてサービス等利用計画を作成するとともに、就労継続支援B型事業の利用者については、就労前のアセスメントを就労移行支援事業所等が行うことが必須となっている。

こうした状況を踏まえ、学校教育と各支援機関は、生徒がその能力を最大限に発揮して働くことを目指す実効性のあるアセスメントが行えるよう十分に連携を図り、卒業年次よりも前の年次も含め、適切な時期に計画的に実施することを推進するなどし、それぞれ最も適した「働く場」へ円滑に移行できるよう支援する必要がある。

## **4 高等学校における「通級による指導」**

高等学校又は中等教育学校の後期課程において、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者又はその他障害のある生徒のうち、当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとしている。また、校長は、生徒が、当該高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において受けた授業を、当該高等学校又は中等教育学校の後期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができるとされている。

千葉県では、地域の広がりや要望等を踏まえ、令和3年度から県内10校で「通級による指導」を実施している。

以下、本県の高等学校における「通級による指導」の趣旨、内容等について記載する。（高等学校における「通級による指導」リーフレット（教職員向け）参照）

#### **(1) 実施形態**

自校通級（実施校の教員が在籍する生徒を指導する）を原則とする。

令和4年度から、「通級による指導」連絡協議会で巡回指導の検討を開始する。

#### **(2) 対象生徒**

実施校に在籍し、校内委員会等において、障害に応じた特別の指導が必要と判断された生徒が対象

※障害に応じた特別の指導とは、「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導」のことを指す。

#### **(3) 教育課程上の位置付け**

指導の対象となる生徒の障害に応じた特別の指導を、教育課程に加え、又はその一部に替えて実施する。

##### **① 教育課程に加える場合**

放課後等の授業のない時間帯に指導の時間を設定し、対象生徒に指導を実施。

② 教育課程の一部に替える場合

他の生徒が選択教科・科目等を受けている時間に指導の時間を設定し、対象生徒に指導を実施。

(4) 単位数

高等学校における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で、在籍する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位のうちに加えることができる。

## 5 県教育委員会の取組状況

本県では、高等学校における発達障害やその可能性のある生徒の才能を伸ばす生活・学習支援の取組や職業的自立に向けたキャリア教育の充実についての実践研究を行い、関係機関、地域企業等との連携を強化するとともに、研究成果の教育課程上への位置付けを図っている。

第1の取組は、高等学校の障害のある生徒の進路実現に向けたキャリア教育の充実（進路先の確保等を含む）を図るよう、研究指定校の成果を県内の高等学校に周知した。また、管理職の意識啓発と責任の明確化も重要となるため、校長会や教頭会、管理職研修等において、千葉県における特別支援教育の取組状況や方向性について周知を図り、自校での特別支援教育が推進されるよう意識向上を図っている。平成26年度から平成28年度にかけて、「インクルーシブ教育システム研修会」を実施し、インクルーシブ教育システム、そしてその構築のための合理的配慮や基礎的環境整備等についての管理職の理解啓発を進めた。平成26年度は県内全ての公立学校の副校（園）長、教頭を対象に研修会を実施するとともに、この研修会の内容を各校（園）で職員への伝達研修を行うこととし、全ての教職員の理解啓発を図った。平成27年度は市町村教育委員会の職員を対象に、平成28年度は、全ての公立学校の校（園）長を対象に、管理職のリーダーシップ、特別支援教育推進のための学校体制づくりなど、管理職の役割の重要性について話し、特別支援教育が推進されるよう意識向上を図った。

第2の取組は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう「特別の教育課程（自立活動）」の編成に関する研究や、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を行い、これらの取組の内容を踏まえ、更に特別支援学校と連携した研究及び実践を進めてきた。

また、平成30年度から、高等学校における「通級による指導」が実施されることとなり、実施体制等について検討を進め、特別な教育課程を含めた教育課程の編成や評価、更には県内のネットワークの構築等を進めてきた。平成17年12月にリーフレット（「高等学校に期待されるLD、ADHD、高機能自閉症等の理解と支援」）を配付、平成20年3月には、「高等学校における特別支援教育体制の推進について」を県立高等学校長宛に通知し、併せて、リーフレット「一人一人の可能性を引き出す『特別支援教育』」を配付した。平成24年3月には、「高等学校における学びを支えるための支援ガイドブック」を、平成25年3月には「中学校・高等学校における発達障害のある生徒への指導・支援Q&A」を作成・発行し、高等学校における取組の参考資料としている。そして、平成30年1月に「高等学校における『通級による指導』」（リーフレット）を作成・発行した。このリーフレットについては内容を更新しながら作成・発行を続けており、本県の高等学校における「通級による指導」について周知を図っている。

第3の取組は、高等学校の発達障害を含む障害のある生徒が、卒業後、職業的に自立をしていくことができるよう、高等学校と特別支援学校、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等が連携して、就労支援を行っていくための体制を充実、さらに特別支援学校の就労に関するノウハウを活用することで、高等学校における障害のある生徒の一人一人に応じたキャリア教育の充実を目指している。また、高等学校の全教職員に対する理解啓発を進め、発達障害のある生徒への指導・支援の充実を図るための方策として、特別支援教育専門家チーム委員の派遣、各教育事務所に配置した特別支援アドバイザーの派遣、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターとの連携等、外部専門家の派遣により校内研修等の支援をしている。

## 6 高等学校における特別支援教育の充実に関する研究実践等

### 【高等学校における特別支援教育の充実】

- ・発達障害を含め特別な支援を必要とする生徒への「きめ細かで丁寧な指導・支援」について  
平成21・22年度 県立船橋法典高等学校
- ・高等学校における発達障害のある生徒への包括的な支援のあり方について  
平成22・23年度 県立幕張総合高等学校
- ・商業高等学校定時制における人間関係形成などに困難を抱えている生徒への、関連機関及び地域社会と連携したキャリア教育の在り方について  
平成24年度 県立銚子商業高等学校（定時制）
- ・定時制高等学校普通科における発達障害を含む障害のある生徒のキャリア教育の在り方について  
平成25・26年度 県立船橋高等学校（定時制）
- ・障害による学習上又は生活上の困難の改善または克服を目的とする自立活動について  
平成26・27・28年度 県立幕張総合高等学校
- ・自立活動を取り入れた「特別の教育課程」の編成及び個々の能力・才能を伸ばす指導の充実について  
平成26・27・28年度 県立佐原高等学校
- ・全日制普通科高等学校における発達障害を含む障害のある生徒のキャリア教育の在り方について  
平成28年度 県立関宿高等学校
- ・「通級による指導」の円滑な実施に向けて、教育課程の位置付けや校内指導体制の整備、自立活動の指導内容について  
平成29年度 県立幕張総合高等学校 県立佐原高等学校  
平成30年度 県立袖ヶ浦高等学校  
令和元年度 県立千葉大宮高等学校 県立松戸向陽高等学校 県立松戸馬橋高等学校 県立佐倉南高等学校  
令和2年度 県立船橋豊富高等学校 県立長生高等学校 県立君津青葉高等学校

### 【高等学校における特別支援教育体制整備の推進】

- 平成24年度 県立船橋北高等学校
- 平成25年度 県立館山総合高等学校（定時制）
- 平成26年度 県立流山高等学校
- 平成27年度 県立千葉高等学校 県立八街高等学校
- 平成28年度 県立東葛高等学校 県立鶴舞桜が丘高等学校
- 平成29年度 県立長生高等学校 県立市原八幡高等学校
- 平成30年度 県立千葉西高等学校 県立佐倉南高等学校
- 令和元年度 県立若松高等学校 県立市川南高等学校
- 令和2年度 県立船橋芝山高等学校 県立沼南高等学校
- 令和3年度 県立成田西陵高等学校 県立大多喜高等学校
- 令和4年度 県立千葉東高等学校 県立君津青葉高等学校

### 【高等学校における通級による指導の実施校】

- 令和4年度現在 県立幕張総合高等学校 県立佐原高等学校 県立袖ヶ浦高等学校 県立千葉大宮高等学校  
県立松戸向陽高等学校 県立松戸馬橋高等学校 県立佐倉南高等学校 県立船橋豊富高等学校  
県立長生高等学校 県立君津青葉高等学校

## <引用・参考文献>

- 1) 今後の特別支援教育の在り方について（文部科学省調査研究協力者会議）平成15年
- 2) 小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）（文部科学省）平成16年
- 3) 特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中央教育審議会）平成17年
- 4) 特別支援教育コーディネーター実践ガイド（独立行政法人国立特殊教育総合研究所）平成18年
- 5) 学校コンサルテーションを進めるためのガイドブック（独立行政法人国立特殊教育総合研究所）平成19年
- 6) 高等学校における特別支援教育の推進について（文部科学省調査研究協力者会議）平成21年
- 7) 高等学校における発達障害のある生徒への支援（最終報告書）（県立幕張総合高等学校）平成23年
- 8) 高等学校における学びを支えるための支援ガイドブック（県総合教育センター特別支援教育部）平成24年
- 9) ～中・高等学校における発達障害の可能性のある生徒のための～ すべての教員に求められる特別な教育的支援 Q&A（千葉県教育委員会）平成25年
- 10) 高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について  
（高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議）平成28年
- 11) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）（文部科学省）平成28年
- 12) 就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について（文部科学省・厚生労働省）平成29年
- 13) 第2次千葉県特別支援教育推進基本計画（千葉県教育委員会）平成29年10月
- 14) 生徒一人一人の教育的ニーズに対応した学びの実現を目指して 高等学校における「通級による指導」  
（千葉県教育委員会）平成29年
- 15) 合理的配慮事例集～高等学校に在籍する発達障害の可能性のある生徒の事例を中心に～  
（千葉県教育委員会）平成31年3月
- 16) 千葉県版高等学校における「通級による指導」手引（千葉県教育委員会）平成31年3月
- 17) 通級による指導実施状況調査結果（文部科学省）令和2年
- 18) 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画（千葉県教育委員会）令和4年3月
- 19) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（文部科学省）令和4年12月